

漁業センサスにおける小地域統計の作成・提供

資料2

2003年センサス

漁業地区別

- 漁業経営体調査
 - ・ 漁業経営体数
 - ・ 漁船隻数
 - ・ 漁業就業者数 等
- 海面漁業地域調査
 - ・ 漁場環境等の生産条件
 - ・ 都市との交流等活性化の取組

漁業集落別

- 漁業経営体調査
 - ・ 漁業経営体数
 - ・ 漁船隻数
 - ・ 漁業就業者数 等
- 海面漁業地域調査
 - ・ 社会教育施設の整備状況
 - ・ し尿処理の状況等

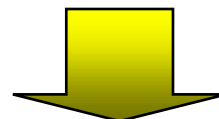
課題・利活用の状況等

【漁業地区別】

漁協の広域合併に伴う実態との乖離、意義の低下
統計審議会から、実態を踏まえ定義等を見直すべきとの指摘
上記 との関連で、行政ニーズが低下

【漁業集落別】

統計審議会から、実態を踏まえ定義等を見直すべきとの指摘
離島漁業再生支援交付金の算出基礎として漁業集落別の漁業経営体数を利用



対応等

- 漁業経営体調査結果は、漁業地区別に替えて、旧市区町村別の結果を提供。漁業集落別は引き続き提供【メリット】
 - ・ 漁業地区別に比べ、より詳細な範囲のデータを提供（約2,000地区→約4,000旧市区町村）
 - ・ 農林業センサス結果との一体的な利活用
- 海面漁業地域調査は、市町村を単位として実施するとともに、漁業集落を対象とした調査項目の廃止（調査結果は市町村別に提供）

2008年センサス

旧市区町村別

- 漁業経営体調査
 - ・ 漁業経営体数
 - ・ 漁船隻数
 - ・ 漁業就業者数 等

漁業集落別

- 漁業経営体調査
 - ・ 漁業経営体数
 - ・ 漁船隻数
 - ・ 漁業就業者数 等

市区町村別

- 海面漁業地域調査
 - ・ 漁場環境等の生産条件
 - ・ 都市との交流等活性化の取組

【定義】

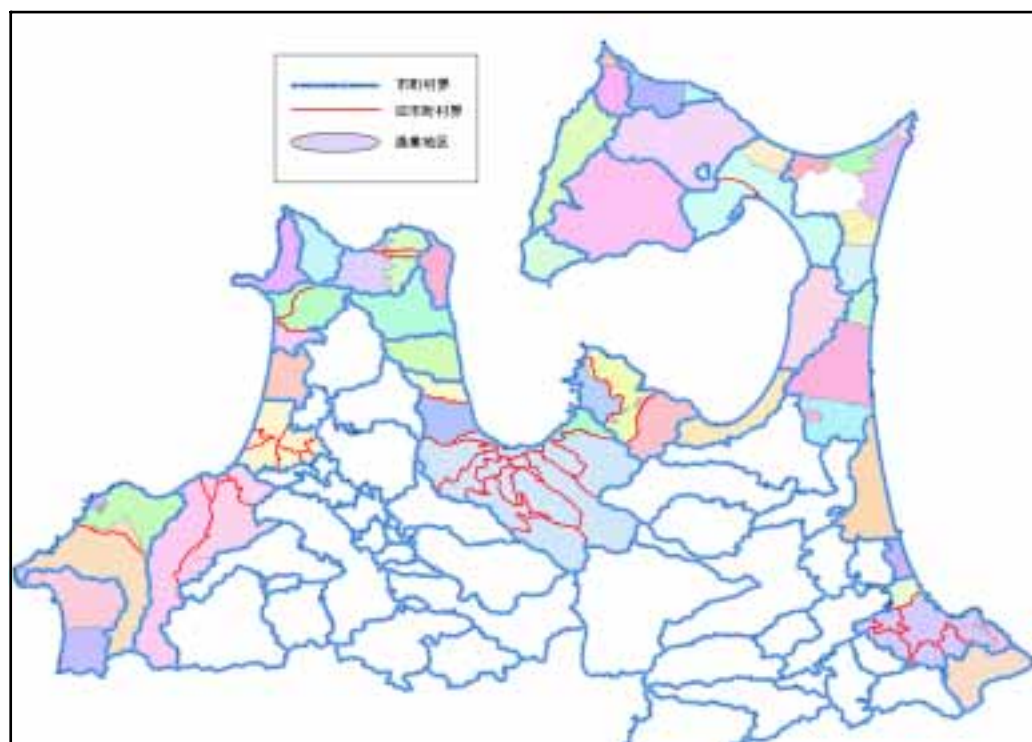
漁業地区：沿岸市区町村等の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づき設定。第3次漁業センサス（1963年）以降設定、漁協の管轄範囲が基本。

漁業集落：漁業地区の一部において、漁港を核とした、当該漁港の利用関係にある漁業世帯の居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づき設定（漁業世帯4戸以上）。

旧市区町村：昭和25年2月1日現在の市区町村（全国で約11,600、漁業地区が設定された沿海市区町村では約4,000）

(参 考)

市町村、旧市町村、漁業地区の範囲（青森県、平成15年11月 1 日時点）



(全 国)
沿海市区町村：1,022
旧市区町村：4,139
漁業地区：2,177
漁業集落：6,291

(青森県)
沿海市区町村：29
旧市区町村：65
漁業地区：57
漁業集落：233

沿海市(区)町村の範囲



蓬田村：市町村、旧市町村、漁業地区の範囲が一致

青森市：後潟地区、奥内地区、野内地区については旧市町村と一致
青森地区については12の旧市町村が含まれる

平内町：西平内地区、小湊地区、東平内地区の全てが旧市町村と概ね一致